

天皇の即位の日等を休日とする法律の施行に伴う県機関の対応について

- 1 「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律」が、平成30年12月14日に公布・施行されたことにより、天皇の即位の日（5月1日）及び即位礼正殿の儀の行われる日（10月22日）は休日となる。
- 2 それに伴い、天皇の即位の日の前後（4月30日及び5月2日）も、祝日法の規定により休日となり、4月27日から5月6日は10連休となる。
- 3 上記(1)及び(2)の休日は、国の機関は休みとなる。
- 4 本県においても、上記(1)及び(2)の休日は、国と同様に休日として取り扱うことになり、県の機関は原則として閉じることとなる。

10 連休中の県の業務について

4月27日(土)から5月6日(月)は10連休となるため、神奈川県は、原則として閉じることになります。

閉庁する主な機関

県庁の本庁機関

地域県政総合センター、県税事務所、保健福祉事務所、
土木事務所、公立学校、水道局営業所

なお、県立病院の入院部門、福祉施設・児童施設の入所部門、かながわ県民活動サポートセンター、かながわ中央消費生活センター、総合防災センター、自然環境保全センター、かながわ労働プラザ、青少年センター、地球市民かながわプラザ、県民ホール、神奈川芸術劇場、かながわアートホール、神奈川近代文学館、金沢文庫、近代美術館、歴史博物館、生命の星・地球博物館、県立図書館、ダムの管理部門等については、連休中の全日業務を行います。

また、県立病院の外来部門、運転免許センターにおける運転免許更新手続等、パスポートセンターにおけるパスポートの受取については、県民生活に支障が生じないように、連休中の2日程度開庁して業務を行います。

詳しくは各機関にお問合せください。